

新冠町奨学金制度について

返還金の減額（減免）制度もあります

近年は、高校授業料無償化や日本学生支援機構による給付型奨学金制度の拡充など、進学しやすい環境も整備されつつありますが、大学等で必要となる経費は多額で、また、物価高騰による家計負担の増大など不安も多くあることかと思えます。

この奨学金制度は、当町に戻り、町内に就職又は家業に従事した場合、返還金が減額（減免）されるなどの特徴がありますので、進学を考えている方は、制度の活用についてご検討ください。



新冠町奨学金制度の主な内容

①奨学金支給までのスケジュール（予定）

- 3月3日 奨学金申請受付開始
- 3月末日 申請締め切り
- 4月下旬 所得・成績等の審査
奨学生の決定
- 5月上旬 連帯保証人の署名・振込先等の確認
- 5月下旬 4・5月分奨学金の支給
- 6月10日 6月分奨学金の支給
(以降、毎月10日に入金)

②主な応募資格について

- ・新冠町民又はその子弟であること
- ・学業の基準について

現在、在籍する学校の成績が、平均水準以上であること。

③貸付額（限度額）について

- 高校・高等専門学校 月額50,000円
 - 大学・短大・専修学校等 月額60,000円
- 貸付額は、1,000円単位で設定可能です。

④学校卒業後の奨学金の返還について

・返還開始時期

返還開始は、奨学金貸付終了後の6か月後となります。（3月卒業の場合、翌10月から返還開始）

・返還額と基準額

返還額は、貸付額の総額で利子の加算はありません。返還基準額は、高校・高等専門学校で利用した場合は、月額13,000円、大学・専修学校等で利用した場合は、月額20,000円が基準額となります。

卒業後の事情等により基準額の返還が難しい場合は、状況に応じて変更も可能です。

また、在学中に途中で奨学金の利用を中止した場合については、学校卒業まで返還が猶予される制度もあります。

返還金の減額（減免）制度

学校卒業後、当町に戻り、次に掲げる期間を超えて就職又は家業に従事した場合は、残りの返還を免除します。

貸付期間が5年以下

⇒在住期間3年以上で残りの返済を免除

貸付期間が5年1ヶ月以上

⇒在住期間5年以上で残りの返済を免除

申請時の必要書類等については、教育委員会管理課、新冠中学校、静内高校、静内農業高校で受け取ることができます。

新冠町奨学生募集要項

令和7年度新冠町奨学生を次により募集しますので、お知らせいたします。

◎ 応募資格

- 新冠町民又はその子弟であること。
- 対象校は高等学校、高等専門学校、大学（短期大学含む）、専修学校、各種学校。
- 身体が健康であること。
- 学業が優秀（平均水準以上）で性行が善良であること。
- 連帯保証人は2名とする。

◎ 連帯保証人の条件（次の要件をすべて満たすこと。）

- 同居の親族及び同居人以外の稼働者とする。
ただし、志願者が未成年者であるときは、内1名は保護者とする。
また、同居人でも独立した生計を営む場合は連帯保証人となることができる。
- ※ 保護者の方は子弟以外、他の奨学生の連帯保証人になることはご遠慮ください。
- 奨学生卒業時65歳未満の者。
- 税金等の滞納の無い者。

◎ 貸付額（無利子）

高等学校、高等専門学校	月額 50,000円（限度額）
大学（短期大学含む）、専修学校、各種学校	月額 60,000円（限度額）

◎ 返還方法等

- 貸付終了月の6ヶ月後から、教育委員会の定める方法により、返還してください。
なお、町民として、新冠町内に就職又は家業に従事するなどし、次の期間を超えて在住した場合は奨学金の返還額が一部免除となります。
- ①貸付期間5年以下の者は3年
 - ②貸付期間5年1ヶ月以上の者は5年

◎ 応募期間

令和7年 3月 3日（月）～令和7年 3月31日（月）

◎ 必要書類等

①共通して提出が必要な書類

- ・奨学生願書（様式1）～ 奨学生本人が記入。
～ 連帯保証人の欄の記入は保証人本人直筆とし、住所・職業等を明確に記入してください。
- ・家庭状況調書（様式3）～ 奨学生保護者が記入。
- ・健康診断書（様式4）～ 各学校にて発行される診断書も可。
- ・当該学校における過去の学業成績証明書
～ 各学校にて発行される証明書。
- ・町民税・道民税課税証明書～ 保護者世帯の所得の確認のための書類。
新冠町民については、代わりに委任状を提出することが可能。
生活保護世帯は、生活保護の証明を受けてください。
- ・連帯保証人2名の納税証明書（本年度分）
～ 保証人に課税されている全ての税（道町民税、固定資産税、国民健康保険税等）の納税証明を役場で受けてください。
なお、非課税である場合は非課税証明を受けてください。
新冠町民については、代わりに委任状を提出することが可能。
- ・令和7年4月より在学する学校の入学金、授業料、その他経費等がわかるもの。
～ 学校パンフレット、振り込み用紙等。（コピー可）

②新規で奨学金を希望する中学校・高等学校卒業予定者が必要な書類

- ・学校長の推せん書（様式2）～ 学校に作成を依頼。

③奨学金継続を希望する学生、新規で奨学金を希望する現大学生・専修学校生が必要な書類

- ・自己申告書（様式5）～ 奨学生本人が記入。

※記入は必ずボールペンを使用してください。

※不明な点がございましたら教育委員会管理課までお問い合わせください。

（TEL 0146-47-2547）